資 料３

令和８年７月２７日
子 ど も 政 策 課

令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画について

１　経緯

国は、待機児童対策、人口減少対策及び地域の課題に応じた対策に係る補助事業の補助率を嵩上げする等の財政支援を行うこととしており、市区町村は「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下、「実施計画」という）を国へ提出することとされています。

令和８年度以降、国の採択を受けるためには、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行った上で、国へ提出することとされました。

承認については、会議日程等の理由により事後となる場合も含むとされており、既に国に実施計画を提出していることから、本会議において事後承認をいただくものです。

２　実施計画の内容

令和 11 年度までの各年度の「就学前児童数」及び「申込者数（保育ニーズ）」を人口動態等により年齢区分ごとに見込み、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できる計画を策定します。

３　実施計画

資料３－２「保育提供体制の確保のための実施計画」のとおり

４　区が実施する財政支援対象事業

（１）保育士宿舎借り上げ支援事業

保育従事職員用の宿舎の借り上げを行う区内の保育施設等の設置者に対し、経費の一部を補助することにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ります。

（２）都市部における保育所等への賃借料支援事業

賃貸物件を活用した保育所等を設置・運営する民間事業者に対し、建物賃借料の一部を補助することにより、開設後の運営の安定化を支援します。

（３）利用者支援事業（基本型）

利用者支援専門員(子育てコーディネーター)が、利用者の個別のニーズを把握し、情報の集約・提供、相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう支援します。

（４）利用者支援事業（特定型）

子どもの保護者及び妊婦がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援します。

５　保育需要と提供体制における課題

資料３－３「保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】」のとおり

６　参考資料

資料３－４「保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について（国資料）」

資 料３－２

保育提供体制の確保のための実施計画（市区町村全域） 市区町村名：　　港区

1. 保育需要と提供体制

作成対象：全市区町村

担当者連絡先			
都道府県	東京都	担当者名	
市区町村	港区	電話番号	
所属（課・室）		メールアドレス	

保育提供区域	全域
保育提供区域の設定の考え方	比較的交通機関が発達していることや、居住地区を超えた施設利用がある現状等も踏まえ、港区全域を一つの区域とします。

	年齢	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
①就学前児童数	０　歳　児	2,345.	2,739.	2,786.	2,835.
	１・２歳児	4,552.	5,391.	5,510.	5,592.
	３歳以上児	7,009.	6,981.	7,229.	7,633.
	合　　計	13,906.	15,111.	15,525.	16,060.
②（保育ニーズ）申込者数	０　歳　児	605.	571.	581.	591.
	１・２歳児	2,654.	2,784.	2,848.	2,890.
	３歳以上児	2,905.	3,012.	3,118.	3,293.
	合　　計	6,164.	6,367.	6,547.	6,774.
（②／①）申込率	０　歳　児	25.8%	20.8%	20.9%	20.8%
	１・２歳児	58.3%	51.6%	51.7%	51.7%
	３歳以上児	41.4%	43.1%	43.1%	43.1%
	合　　計	44.3%	42.1%	42.2%	42.2%
（整備量）利用定員数	０　歳　児	993.	993.	993.	993.
	１・２歳児	3,106.	3,100.	3,100.	3,100.
	３歳以上児	4,279.	4,360.	4,413.	4,445.
	合　　計	8,378.	8,453.	8,506.	8,538.
待機児童数	０　歳　児	0.			
	１・２歳児	0.			
	３歳以上児	0.			
	合　　計	0.			

【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

作成対象:全市区町村

〇毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、
　必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。
〇各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

	申込者数（保育ニーズ）の算定式		算定式に用いた要素の推計方法
算定式		（算定式の例） 就学前児童数×申込率	（文例） 〇就学前児童数 ・令和〇年〇月時点の人口推計を使用 ・過去〇年の就学前児童数の増加・減少率の平均を使用 〇申込率 ・令和〇年〇月に実施したニーズ調査により見込んだ申込率を使用 ・過去〇年の申込率の増加・減少率の平均を使用
	０歳児	令和６年４月の保育需要率20.9%を推計人口に乗じて算出	〇就学前児童数：第３期子ども・子育て支援事業計画策定時（令和６年３月時点）の人口推計を使用
	１・２歳児	１歳児：令和６年４月の保育需要率48.5%を推計人口に乗じて算出 ２歳児：令和６年４月の保育需要率55.0%を推計人口に乗じて算出	〇就学前児童数：第３期子ども・子育て支援事業計画策定時（令和６年３月時点）の人口推計を使用
	３歳以上児	令和６年４月の保育需要率43.1%を推計人口に乗じて算出	〇就学前児童数：第３期子ども・子育て支援事業計画策定時（令和６年３月時点）の人口推計を使用
加味する要素	要素の有無	無し	
	要素の説明		

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

作成対象:全市区町村

	定員増加を図る施設（新設、増改築等）	定員減少を図る施設（統廃合等）	定員変更のない整備（修繕等）を予定している施設	定員増減数 （差引合計）
令和8年度	定員増（定員85名分）　計７施設	定員減（定員10名分）６施設		定員増75名
令和9年度	定員増（定員55名分）　計４施設	定員減（定員２名分）１施設		定員増53名
令和10年度	定員増（定員32名分）　計２施設			定員増32名

資 料３－３

保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】

担当者連絡先			
都道府県	東京都	担当者名	
市区町村	港区	電話番号	
所属（課・室）		メールアドレス	

（１）

今年度受けたい採択及び財政支援を選択してください。

①採択種類（あてはまるもの全て）

	採択１（待機児童対策のうち要件①）		採択１（待機児童対策のうち要件②）
	採択１（待機児童対策のうち要件④）		採択２（人口減少対策）
◯	採択３（その他の地域課題）		

②財政支援（あてはまるもの全て）

選択欄	財政支援	必要な採択
	A　就学前教育・保育施設整備交付金（補助率の嵩上げ） ※「待機児童対策」は「待機児童対策のために定員増をともなう整備・改修（財政力指数が１．０未満の市町村に限る）」が対象	待機児童対策（要件①④）／人口減少対策
	B　保育所等改修費等支援事業（補助率の嵩上げ） ※「人口減少対策」は「過疎地域における保育機能の確保のための整備・改修」が対象	待機児童対策（要件①④）／人口減少対策
	C　就学前教育・保育施設整備交付金（設置主体の緩和）	待機児童対策（要件①④）／人口減少対策
◯	D　保育士宿舎借り上げ支援事業	地域課題
	E　民有地マッチング事業	待機児童対策（要件①②）
	F　保育利用支援事業	待機児童対策（要件①②）
	G　広域的保育所等利用事業 ※企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件	地域課題
◯	H　都市部における保育所等への賃借料支援事業	地域課題
◯	I　利用者支援事業（基本型）　※夜間加算、休日加算、機能強化のための取組のみ	地域課題
◯	J　利用者支援事業（特定型）	地域課題
	K　一時預かり事業（一般型）　※緊急一時預かり事業のみ	待機児童対策（要件①②）
	L　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	地域課題
	M　認可化移行運営費支援事業	待機児童対策（要件①②）
	N　幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	待機児童対策（要件①②）

（２）－１

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題及び今後取り組むべき内容を具体的に記載してください。

※計画とは、市町村子ども・子育て支援事業計画だけでなく、総合計画、人口やまちづくり・地域づくり、保育施設の再編等に関する計画などを指します。

①課題

港区は都心という性質上、地価・賃借料が高く、安定的な保育経営に課題があるだけでなく、地元地域に在住する保育士の採用が難しい現状にあります。また、保護者の就労形態や子育てへのニーズの多様化が進んでいることから、保護者が必要としている保育を選択できるよう、ニーズの変化を把握し対応していく必要があります。

②今後取り組むべき内容

子どもが安全・安心に過ごすことのできる保育環境や、保育士がいきいきと働くことができる保育体制などを強化させるため、宿舎借り上げなどの処遇改善や、保育事業者が安定的な保育経営を行うため、賃借料の補助に取り組みます。また、保護者等への安定的な相談体制の確保に取り組みます。

※上記①②に記載した計画の掲載URL・該当ページ数

「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」100ページ、104ページ、106ページ、110ページ
（https://www.city.minato.tokyo.jp/kodomoseisaku/kodomokeikaku_sakutei.html）

（２）－２

財政支援について、（２）－１で記載した内容も踏まえて、その財政支援を必要とする理由を希望する財政支援ごとに記載してください。

貴自治体が希望している財政支援は下記のとおり

【保育士宿舎借り上げ支援事業】
港区が都心部に位置することで地元地域に在住する保育士の採用が困難となっている上、保育人材の確保・定着及び離職防止を図るにあたって財政支援の必要があります。
【都市部における保育所等への賃借料支援事業】
都市部特有の高い賃借料により、安定的な保育経営に課題があります。そのため、安定した保育所運営と、利便性の高い場所での保育体制の維持を継続し、待機児童の解消維持及び保育の質向上を図るため財政支援の必要があります。
【利用者支援事業（基本型）】
本事業は、施設の休館日、祝日及び年末年始を除き、土曜日も実施しています。安定的な相談体制を確保するにあたって財政支援の必要があります。
【利用者支援事業（特定型）】
本事業は待機児童の解消や子育て支援の充実に寄与する重要な事業であり、地域全体の保育環境の向上につながるものです。事業効果を継続的に発揮するにあたって財政支援の必要があります。

こどもまんなか こども家庭庁

保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について

見直し

成育局 保育政策課

地域の課題に対応した財政支援

- 「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択や「待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組」により実施する財政支援について、「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、支援の内容及びその採択要件の見直しを行う。

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※１）】

１．待機児童対策(※２)

【1.①の事業】各年度の４月１日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村

【1.②～⑦の事業】各年度の４月１日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去３年以内に待機児童が生じている市区町村（※３）

２．人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※４）

３．地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

※１　認可保育所等における採択について、同一自治体に対して１～３の複数の採択を可能とする。
※２　令和７年度当初予算においては経過措置として従前の採択要件により実施計画を提出する市区町村も対象とする。
※３　令和５年度または令和６年度に実施している自治体は、令和８年度以降に採択の対象外となった場合でも令和11年度末までは経過措置として補助の対象とする。
※4　財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【１．待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 安心こども基金（整備・改修）	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（※５） （１／２→２／３）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件
⑥認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑦幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

※５　実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

【２．人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（１／２→２／３）

【３．地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（１／２→２／３）

※「新子育て安心プラン実施計画」の採択等による就学前教育・保育施設整備交付金、保育所等改修費等支援事業及び保育補助者雇上強化事業の補助単価の嵩上げ、都市部における保育所等に対する賃借料支援事業のうち建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が２倍を超えた場合の補助、保育環境改善等事業のうち環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業）の補助及び子ども・子育て支援整備交付金における放課後児童クラブの整備にかかる国庫補助率の嵩上げは廃止する。